

立教大学学術推進特別重点資金 (立教 S F R)
 大学院生研究
 2010年度研究成果報告書

研究科名	立教大学大学院	文学	研究科	組織神学	専攻
研究代表者	在籍研究科・専攻・学年		氏名		
	文学研究科・組織神学専攻・後期3年		山本康弘 印		
指導教員	所属・職名		氏名		
	文学部教授		月本昭男 印		
自然・人文・社会の別	人文		個人・共同の別	個人	
研究課題名	パウロ神学の根本思想に関する研究- 律法と信仰とその関係について-				
研究組織	在籍研究科・専攻・学年		氏名		
	文学研究科・組織神学専攻・後期3年		山本康弘		
研究期間	2010年度				
研究経費	200千円				

研究の概要 (200~300字で記入、図・グラフ等は使用しないこと。)

本研究はパウロ神学の根本思想を明らかにせんとする研究である。これまでの研究で、長年(500年)未解決のままになって来た大問題である έργα νόμου 即ち works of law (律法の業)の意味について、言語学的(ギリシア語とヘブライ語)解析、ロマ書の文脈、さらにユダヤ教の Mishnah や Tannaitic Midrash の研究によって明らかにした。その結果この έργα νόμου は בתורה בתורה Services according Torah (律法に従った務め)を意味し、ユダヤ教の割礼や食事規定さらに安息日の細則などの他 The Study of the Torah(律法の学び)の意味であることが分かった。今回の研究はこれらの結果を踏まえて、パウロ神学において律法がどの様に位置づけられているか、律法の何を終わりとし、何を上げているのか、さらに律法と信仰の関係は何か、また信仰とは何を信じるのかを明らかにすることを目的とし、ロマ書 9:30-10:11 を取り上げて検討した、その結果パウロはロマ書 10:6-10:11 において旧約聖書の申命記 30:12-30:14 を書き換えて引用している、即ち「戒めを聞いて行うことができる」と言う「律法の学び」などのユダヤ教的な所を割愛し、キリストの死と復活に関することを入れて書き直している。さらに信仰の言葉として「イエスを主であると告白し、神がイエスを死者たちの中から復活させたと信じるならすくわれる」としており、パウロの言う信仰とは何かを示していることを述べた。なお、本研究に当たっては2010年の前期は佐藤研教授が、また後期は月本昭男教授がそれぞれ主査として指導された。

キーワード (研究内容をよく表しているものを3項目以内で記入。)

[律法の業] [律法の学び] [イエスの復活の信仰]

研究成果の概要 (図・グラフ等は使用しないこと。)

本研究はパウロ神学の根本思想を明らかにせんとする研究である。これまでの研究で、長年(500年)未解決のままになって来た大問題である ἔργα νόμου 即ち works of law (律法の業) の意味について、言語学的(ギリシア語とヘブライ語)解析、ロマ書の文脈、さらにユダヤ教の Mishnah や Tannaitic Midrash の研究によって明らかにした。その結果この ἔργα νόμου は עבודת, Services according Torah (律法に従った務め) を意味し、ユダヤ教の割礼や食事規定さらに安息日の細則などの他 The Study of the Torah(律法の学び) の意味であることが分かった。今回の研究はこれらの結果を踏まえて、パウロ神学において律法がどの様に位置づけられているか、律法の何を終わりとし、何をとり上げているのか、さらに律法と信仰の関係は何か、また信仰とは何を信じるのかを明らかにすることを目的とした。

さてパウロは律法と信仰の関係についてロマ書 9:30-10:10 で詳述しておりこれら各項目について検討した。まず、9:30b「異邦人が、義を〔すなわち〕信仰による義を捕えた。」(岩波) とあるのに対し 9:31b「イスラエルは義の律法を追い求めていたのに〔その〕律法に到達しなかった。」、9:32「なぜか、信仰によらずにむしろ業によるかのように〔追い求めた〕からである。」、この「業によるかのように」は ὡς ἐξ ἔργων すなわちユダヤ人は ἔργα <עבודת> (律法の学び) によって追い求めたが、それでは得られない、信仰によらなければ得られないとパウロは主張している。この点について従来は ἔργα を「行い」の意味に捕えていたためケーゼマン¹ やムー(Moo)² のように「律法を行って、その業績によって義を得ようとしている」と取る学者が多くいるが、一方、ヴィルケンズ³ のようにそれに反対する学者もいる、しかし ἔργα の意味が前記の様に解明出来た今日、パウロは「律法の学び」を否定したのであって「律法を行う」ことを否定していないと理解出来る。

次に、10:3b「自らの〔義〕を立てることを追い求めて神の義に従わなかったのである」この意味もこれまでは「律法を行う」ことと理解する学者が多かったが、それでは善を行うことを否定することになりかねない嫌いがあった。これに対しパウロが ἔργα νόμου を否定していることから、これについても「律法の学び」によって追い求めたが到達出来なかったと解釈すれば、容易に理解出来ることである。ビラーベック(Billerbeck) は自分自身の義を立てる宗教を Religion of self-salvation と呼んでいる。

もう一つの難問は 10:4 の τέλος γὰρ νόμου Χριστός である。従来、これは「キリストは律法の終わりとなられた」と理解されていたが、ヴィルケンズ³ は「キリストは律法の目標である」としている。パウロが 10:5 で律法による義を述べていることから、前者の様な律法の全面否定と解釈することは矛盾が多くなり考えられないことである。これについて D-A. Koch⁵ は、これを Gesetz der Werke として業の律法と理解している。また E. ケーゼマン¹ は「それ故パウロにおいては 10:5, ガラテヤ 2:21, 3:11, 5:4, ピリピ 3:6, 3:9 の個所で律法も自らそれらの わざ にとって代わる。」として ἔργα νόμου が νόμος 単独で用いられることがあると指摘している。以上のことからこの τέλος γὰρ νόμου Χριστός は τέλος γὰρ ἔργων νόμου Χριστός の ἔργων が省略されたものと理解すべきであり「キリストは律法の務めの終わりである」の意味と思われる。

最期は申命記の 30:12;30:13;30:14 をパウロが書き変えて引用した 10:6-10:11 である。ここも大部分の神学者はこれまで、パウロが律法を完全に否定し、信仰の言葉を述べたものと解釈してきた。しかしこれは「律法の学び」に関する所をキリストへの信仰に書き換えたのであって倫理律法の否定は全く考えられていない。

パウロは次の様に申命記の「律法の学び」に係する言葉を削除した。

まず申命記 30:12 では “καὶ λήμψεται αὐτήν ἡμῖν καὶ ἀκούσαντες αὐτήν ποιήσομεν”

(われわれがそれを行うために、誰がそれをわれわれに取って来て、〔語って〕聞かせてくれるのか)

次に申命記 30:13 では “καὶ λήμψεται ἡμῖν αὐτήν καὶ ἀκουστήν ἡμῖν ποιήσει αὐτήν καὶ ποιήσομεν”

(われわれがそれを行うために、誰がそれをわれわれに取って来て、〔語って〕聞かせてくれるのか)

更に申命記 30:14 では “καὶ ἐν ταῖς χερσίν σου αὐτὸ ποιεῖν” ((その言葉は,) あなたの手にあるので、それを行うことが出来る) このように、申命記 30:12 と 30:13 とにおいて削除しているのは「律法の学び」により律法を行えるかのように言っているところであり、これらを全て取り去っている。また申命記 30:14 の削除箇所は LXX にのみある個所であるが、この「あなたの手にあるので」とは申命記の 6:8 から来ているところで、「律法を学び」即ち律法を手結んで、口で唱えて、常に心で口ずさめばあなたはこれを行うことが出来るという「律法の学び」のところを取り去っている。そしてパウロはこのように削除した後のところに、キリストの十字架と復活の出来事とを追加しているのである。その結果、ロマ書 10:6 は申命記 30:12 の残った個所にキリストのことを追加したもので τίς ἀναβήσεται εἰς τὸν οὐρανόν; τοῦτ' ἔστιν Χριστὸν καταγαγεῖν (あなたはあなたの心のうちで、誰が天に昇るであろうか、と言ってはならない、それはキリストを天から挽き降ろすことである。)

研究成果の概要 つづき

即ちイエス・キリストが復活して天に昇られて、信じる者に聖霊を与えていることを意味している。ロマ書 10:7 は、申命記 30:13 に同じ様にキリストのことを追加したもので ἡ τίς καταβήσεται εἰς τὴν ἄβυσσον; τοῦτ' ἔστιν Χριστὸν ἐκ νεκρῶν ἀναγαγεῖν. (あるいは誰が陰府に下るであろうか [と断言してもいけない]。それは [陰府に下った] キリストを死者たち [の中] から引きずり上げることである。) 即ちクランフィールド⁴ の言うようにイエスキリストが十字架にかけられ死なれて罪を贖われ、さらに死者たちの中から復活したことを示している。

ロマ書 10:8 は、申命記 30:14 に同じ様にして信仰のことを追加したもので ἐγγύς σου τὸ ῥῆμα ἐστὶν ἐν τῷ στόματί σου καὶ ἐν τῇ καρδίᾳ σου, τοῦτ' ἔστιν τὸ ῥῆμα τῆς πίστεως ὃ κηρύσσομεν (それでは [信仰による義は] 何と断言しているのか。言葉はあなたの近くにあり、あなたの口のうちに、そしてあなたの心のうちに [ある]。これは私たちが述べて伝えている信仰の言葉 [のこと] である) 即ち律法の業による義は、十戒を学び唱えることであるが、信仰による義は信仰の言葉を唱えて信じることである。その信仰の言葉は 10:9 ὅτι ἐὰν ὁμολογήσῃς ἐν τῷ στόματί σου κύριον Ἰησοῦν καὶ πιστεύσῃς ἐν τῇ καρδίᾳ σου ὅτι ὁ θεὸς αὐτὸν ἤγειρεν ἐκ νεκρῶν, σωθήσῃ (なぜならば、もしもあなたがあなたの口で主イエスを告白し、あなたの心のちで、神はイエスを死者たち [の中] から起こしたと信じるなら、あなたは救われるであろうから。) この宣教の言葉、信仰の言葉こそパウロの伝道と信仰の生活から得られた最も簡潔で、効果的な宣教と信仰の言葉である。ロマ書はまさに復活信仰の福音書である。なぜならそれはロマ書 1:4, 4:24, 4:25, 6:4, 7:4, 8:11, 10:9, 11:15, 14:9、のほとんどの章節に「死者たちの中から起こされたことが書かれている。」そしてパウロはこのことを強調するために次のロマ書 10:10 で復活信仰を次のように繰り返している。ロマ書 10:10 καρδιά γὰρ πιστεύεται εἰς δικαιοσύνην, στόματι δὲ ὁμολογείται εἰς σωτηρίαν. (心によって信じられて義へと [至る] のであり、口によって告白されて救いへと [至る] ののである。) 即ちイエス・キリストの復活を信じることにより「神の義」が与えられるのであり、その神の義は聖霊であって、このように信じることによって、聖霊が与えられるというのである。しかもその「神の義」はロマ書 8:2 があるように「イエスキリストにある命の霊の律法」が与えられるのである。

なお、この様な申命記を書き直して引用していることについて、下記のような既存のキリスト論的な文節をパウロが引用したに過ぎないとする意見がかなりあった。しかしこれらの意見について D-A. Koch⁵ は理由を挙げてことごとく否定しており、またこれらがパウロのオリジナルであることを論証している。

(1) 昇天と黄泉降下 (I ペト 3:19, エペソ 4:8, ヨハネ 1:51, 3:13, 6:62)

この様な、天国に行く、疑獄に行くという形による解釈は、パウロ以前には一般的に文書で裏づけられていない。従ってパウロの引用時点では存在しなかった。

(2) 卑下と高举 (フィリピ 2:8) および先在

ロマ書 10:6 には卑賤の局面が欠けており、10:7 の高举も同じである。また、パウロ以前には先在と死者達からの復活を結び付けるものはない、したがって従ってロマ書 10:6f は全く関係が無い。

(3) バルク書 3:29-3:31

バルク書には申命記 30:14 が欠けており、ロマ書 10:8 の τὸ ῥῆμα τῆς πίστεως が中心であって、これが欠けているため、引用対象ではない。

(4) タルグム・ハンド聖書 これは最終編集が 10-12 世紀であるので、引用は不可能である。

(5) 詩篇 106:26 これは文面的にはロマ書 10:7 と似ているが、内容が全く違うので、引用対象ではない。

以上、ロマ書 9:30-10:11 について、これまでは、パウロは「律法を行う」ことを否定し、「信仰」によ義を主張していると理解されて来たが、前者は倫理否定に至る可能性があり、その意味の解明が求められていた。今回の研究で ἔργα νόμου の意味が「律法の学び」を意味し、パウロがロマ書全体で「律法の学び」から「信仰」へと主張していることから、ここでも同じ主張をしているものと判断すべきであると思われる。

参考文献

- 文献 1. Käsemann, E., *An die Römer*, Tübingen: J. C. B. Mohr (Paul Siebeck), 1973. p.268,83 (日本語訳 519,177 頁)
 文献 2. Moo, D. J., *The Epistle To The ROMANS*, William B. Eerdmans Publishing Company, Grand Rapids, Michigan, p619
 文献 3. Wilckens, U., *Der Brief an die Römer. 2. Teilband, 6-11*, Benziger Verlag, Neukirchener Verlag, 1978. p.219, 222 (日本語訳 303,312-313 頁)
 文献 4. Cranfield, C. E. B., *THE EPISTLE TO THE ROMANS Volume II 9-16*, T&T CLARK LTD, London, 1979, p525
 文献 5. Dietrich-Alex Koch, *Die Schrift als Zeuge des Eangeliums*, J. C.B.Mohr(Paul Siebeck) Tubingen, 1986, p293, 155

※ この(様式 2)に記入の成果の公表を見合わせる必要がある場合は、その理由及び差し控え期間等を記入した調書(A 4 縦型横書き 1 枚・自由様式)を添付すること。